

IV 調査等に係る技術的事項

第1 大気汚染

現況調査

計画地及びその周辺地域における大気質の現況及びこれに関連する項目を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

(1) 大気質の状況

次に掲げる物質のなかから必要なものを選択し、その物質の大気中における濃度又は飛散・降下する量を調査する。

- 二酸化硫黄、窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、炭化水素類（非メタン炭化水素）等
- 塩素、塩化水素、鉛・カドミウム等の重金属類及びその化合物等の有害な物質
- 未規制物質等、その他必要な物質

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析及び現地調査を行う。

現地調査は、以下の方法による。

ア 調査期間

年間を通した大気質の変化を把握できる期間とする。

イ 調査地点

地域の概況等を考慮して、大気質の変化を把握できる地点とする。

ウ 測定方法

以下の方法のうちから、測定項目に応じた適切な測定方法を選択する。

- 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に定める方法
- 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）に定める方法
- 「環境大気調査測定方法等指針」（昭和56年度環境庁大気保全局大気規制課編）に定める方法
- 「環境大気中の鉛・炭化水素の測定方法について」（昭和52年3月29日環境庁大気保全局長通達）に定める方法
- 「大気汚染に係る有害物質等検定方法」（昭和61年3月大阪府）に定める方法

法

- 「日本工業規格」に定める方法
- 以上の方法と同等以上の測定結果が得られる適切な方法

(2) 気象の状況

風向、風速、気温、湿度、日射量（昼間）、放射収支量（夜間）、雲量等を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析及び現地調査を行う。

現地調査は、以下の方法による。

ア 調査期間

年間を通した気象の変化を把握できる期間とする。

イ 調査地点

地域の概況等を考慮して、大気汚染の解析及び大気質の変化の予測を行うために必要な気象の状況を把握できる地点とする。

ウ 調査方法

「地上気象観測法」「高層気象観測法」（気象庁刊）に定める方法に準拠する。

(3) 地形、地物の状況

大気質の移流拡散に影響すると考えられる地形、地物の状態を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(4) 土地利用、施設立地の状況

住宅地、工業地、農地等土地利用の状況及び病院、学校、社会福祉施設等大気汚染による影響に特に配慮を必要とする施設の立地状況を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(5) 主要発生源の状況

道路、工場・事業場等の主要な汚染物質発生源について、位置、排出状況を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(6) 自動車交通量等の状況

車種別交通量等を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(7) 苦情等の発生状況

大気汚染に係る苦情等について、その内容を調査する。

〈調査方法〉

「枚方市環境白書」等既存資料の整理を行う。

(8) 法令による基準等

大気汚染防止法等関係法令による基準等を調査する。

〈調査方法〉

環境基本法、大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、枚方市公害防止条例等の関係法令による基準等の整理を行う。

2 調査地域

対象事業の実施により、大気質が変化するおそれのある地域とする。

予 測

対象事業の実施により大気質に変化の及ぶ地域の範囲及び変化の程度を予測する。

1 予測項目

対象事業の実施により、大気質に変化を及ぼすと予想される物質の大気中における濃度又は飛散・降下する量とする。

2 予測方法

対象事業の特性、気象等地域環境特性を考慮し、以下の予測方法のうちから適切な方法を選択する。

- 大気拡散式（プリューム、パフモデル等）又は数値計算法等
- 模型実験又は野外拡散実験
- 類似事例の参照

なお、有効煙突高を算出する必要がある場合には、ブリッグス式、モーゼス・カ

ーソン式、コンケイウ式等の計算式のうちから、ガスの排出条件及び気象条件を考慮して適切なものを選択して行う。

3 予測時点

- 対象事業に係る工事中で、工事用車両等による大気汚染が最大となる時点
- 対象事業に係る工事の完了後で、活動が定常状態に達した時点
- 対象事業に係る工事の完了後で、大気汚染物質の排出量が最大となる時点

4 予測地域

現況調査地域に準じる。

評価

対象事業の実施が大気質に及ぼす影響について、その内容及び程度を評価する。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施が大気質に及ぼす影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の事項を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

(1) 環境基本法に基づく「環境基準」

(2) 環境基準の設定されていない項目については、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、支障をきたさないこと」

第2 水質汚濁

現況調査

計画地及びその周辺地域における河川の水質等の現況及びこれらに関連する項目を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

(1) 水質等の状況

次に掲げる項目のなかから必要なものを選択し、その項目の水質等における濃度及びその他の状態について調査する。

ア 公共用水域の水質

カドミウム

鉛

ヒ素

アルキル水銀

有機塩素化合物

ジクロロメタン

四塩化炭素

1,2-ジクロロエタン

1,1-ジクロロエチレン

シス-1,2-ジクロロエチレン

1,1,1-トリクロロエタン

1,1,2-トリクロロエタン

トリクロロエチレン

テトラクロロエチレン等

ベンゼン

有機リン

生物化学的酸素要求量 (BOD)

浮遊物質 (SS)

n-ヘキサン抽出物質 (油分等)

全窒素

フェノール類

亜鉛

溶解性マンガン

フッ素

全シアン

六価クロム

総水銀

PCB

農薬

1,3-ジクロロプロペン

チウラム

シマジン

チオベンカルブ等

セレン

水素イオン濃度 (pH)

化学的酸素要求量 (COD)

溶存酸素量 (DO)

大腸菌群数

全リン

銅

溶解性鉄

クロム

ほう素

亜硝酸性窒素

硝酸性窒素

アンモニア性窒素

有機性窒素

陰イオン界面活性剤

色

臭気

水温等

〈調査方法〉

「枚方市環境白書」等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

現地調査は、「水質調査方法」（昭和46年9月30日環境庁水質保全局）等に準拠し、以下の方法による。

a 調査期間

水域の特性等を考慮して、年間を通じた水質の変化を把握できる期間とする。

b 調査地点

水質とその変化を把握できる地点とする。

c 測定方法

（a）採水方法

「水質調査方法」等に定める方法に準拠する。

（b）分析方法

以下の方法のうちから、測定項目に応じた適切な分析方法を選択する。

○ 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に定める方法

○ 「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）に定める方法

○ 「日本工業規格」に定める方法

○ 以上の方法と同等以上の分析結果が得られる適切な方法

イ 公共用水域の底質

カドミウム

シアン

有機リン

鉛

六価クロム

ヒ素

総水銀

アルキル水銀

P C B

有機塩素化合物

トリクロエチレン
テトラクロエチレン等

農薬	総クロム
全窒素	全リン
n－ヘキサン抽出物質（油分等）	水素イオン濃度（pH）
化学的酸素要求量（COD）	硫化物
乾燥減量	強熱減量
酸化還元電位	粒度分布
色	臭気等

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

現地調査は、「底質調査方法」（昭和63年9月8日環境庁水質保全局）等に準拠し、以下の方法による。

a 調査時点

公共用水域の水質の調査期間のうち、底質の状況を把握できる時点とする。

b 調査地点

公共用水域の水質の調査地点に配慮し、底質の状況を把握できる地点とする。

c 測定方法

（a）採泥方法

「底質調査方法」等に定める方法に準拠する。

（b）分析方法

以下の方法のうちから、測定項目に応じた適切な分析方法を選択する。

- 「底質調査方法」に定める方法
- 「衛生試験法」に定める方法
- 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月17日環境庁告示第13号）に定める方法
- 「公共用水域の水質測定計画」（大阪府）に掲げる方法
- 「日本工業規格」に定める方法
- 以上の方法と同等以上の分析結果が得られる適切な方法

ウ 地下水の水質

カドミウム	シアン
鉛	六価クロム
ヒ素	総水銀
アルキル水銀	PCB

有機塩素化合物

トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン
1, 1, 1-トリクロロエタン
四塩化炭素等

農薬

有機リン

水素イオン濃度 (pH)

透視度

亜硝酸性窒素

硝酸性窒素等

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

現地調査は、以下の方法による。

a 調査期間

地下水の水質の状況を把握できる期間とする。

b 調査地点

地下水の水位、利用状況等を考慮し、地下水の水質の状況を把握できる地点とする。

c 測定方法

(a) 採水方法

井戸又は観測井を用いる方法による。

(b) 分析方法

以下の方法のうちから、測定項目に応じた適切な分析方法を選択する。

- 「水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法」(平成元年8月21日環境庁告示第39号)に定める方法
- 「水質汚濁に係る環境基準について」に定める方法
- 「水質基準に関する省令」(平成4年12月21日厚生省令第69号)に定める方法
- 「日本工業規格」に定める方法
- 以上の方法と同等以上の分析結果が得られる適切な方法

(2) 水象の状況

以下の項目のなかから、必要な項目について調査する。

- 河川の流量、流速、流達時間、自浄能力等の流況
- 河川の形態及び流域の状況
- 池の分布及びその状態

○ 地下水の水位及び流向等の状況

〈調査方法〉

「枚方市環境白書」等の既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

現地調査は、「水質調査方法」等に準拠し、以下の方法による。

ア 調査期間

水質等の状況の調査の実施時期に併せて行うものとする。

イ 調査地点

河川の流況や水域の特性を考慮し、水域の水象を把握できる地点とする。

ウ 測定方法

「水質調査方法」等に定める方法に準拠する。

(3) 気象の状況

気温、降水量等を調査する。

〈調査方法〉

「気象年報」等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

現地調査は、以下の方法による。

ア 調査期間

「水質等の状況」の調査期間に準じる。

イ 調査地点

「水質等の状況」の調査地点を考慮した地点とする。

ウ 調査方法

「地上気象観測法」（気象庁刊）に定める方法に準拠する。

(4) 水域利用の状況

計画地周辺及び下流域の表流水及び地下水の利用状況並びに水面の利用状況について調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(5) 土地利用の状況

住宅地、工業地、農地等土地利用の状況を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(6) 主要発生源の状況

工場・事業場等の主要な汚濁発生源について、位置、排出状況を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(7) 法令による基準等

水質汚濁防止法等関係法令による基準等を調査する。

〈調査方法〉

環境基本法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、枚方市公害防止条例等関係法令による基準等の整理を行う。

2 調査地域

対象事業の実施により、水質等が変化するおそれのある地域とする。

予 測

対象事業の実施により、水質等に変化の及ぶ水域等の範囲及びその変化の程度について予測する。

1 予測項目

対象事業の実施により、影響を受けると予想される公共用水域の水質及び底質並びに地下水の水質における濃度及びその他の状態とする。

2 予測方法

対象事業の特性、水域の流況等地域環境特性を考慮し、以下の予測方法のうちから適切な方法を選択する。

- ☐ 単純混合式
- ☐ 類似事例の参照
- ☐ 拡散式の数理解析法
- ☐ 原単位法
- ☐ 水理模型実験法

3 予測時点

- ☐ 対象事業に係る工事中で、濁水の流出など水質等への影響が最大となる時点
- ☐ 対象事業に係る工事の完了後で、活動が定常状態に達した時点

4 予測地域

現況調査地域に準じる。

評価

対象事業の実施が水質等に及ぼす影響について、その内容及び程度を評価する。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施が水質等に及ぼす影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の指標を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

(1) 公共用水域の水質

ア 環境基本法に基づく「環境基準」

なお、環境基準が設定されていない水域については、現況水質、利水目的等を考慮して、類型のあてはめを想定する。

イ 環境基準の設定されていない項目については、「人の健康の保護並びに生活環境及び自然環境の保全上支障を及ぼさないこと」

(2) 公共用水域の底質

「底質の悪化をまねかないこと」

(3) 地下水の水質

「地下水の水質の悪化をまねかないこと、及び地下水の利用に支障を及ぼさないこと」

第3 騒音

現況調査

計画地及びその周辺地域における騒音の現況及びこれに関連する項目を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

(1) 騒音の状況

環境騒音の騒音レベル、騒音発生源別の特定騒音の騒音レベルを調査する。

〈調査方法〉

現地調査又は「枚方市環境白書」等既存資料の整理・解析を行う。

現地調査は、以下の方法による。

ア 環境騒音

(ア) 調査期間

騒音発生状況及び土地利用状況等を考慮して、環境騒音の実態を把握できる期間とする。

測定時間は、朝、昼、夕、夜の各時間帯の騒音を代表すると思われる時間及び騒音発生源の時間変動から見て問題が生じやすい時間とする。

(イ) 調査地点

地域の概況を考慮して、騒音の分布を把握できる地点とする。

(ウ) 測定方法

「騒音に係る環境基準について」（昭和46年5月25日閣議決定）に定める測定方法に準拠する。

イ 特定騒音

(ア) 調査期間

騒音の発生現況を把握できる期間とする。

測定時間は、朝、昼、夕、夜の各時間帯の騒音を代表すると思われる時間及び騒音発生源の時間変動から見て問題が生じやすい時間とする。

(イ) 調査地点

騒音の伝搬傾向を把握できる地点とする。

(ウ) 測定方法

騒音発生源の内容により以下の方法により測定する。

a 道路交通騒音

「騒音に係る環境基準について」（昭和46年5月25日閣議決定）に定める測定方法に準拠する。

b 鉄道・軌道・モノレール騒音

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）に定める測定方法を参考とする。

c 航空機騒音

「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）に定める測定方法又は「小規模飛行場環境保全暫定指針について」（平成2年9月13日環境庁大気保全局長通知）に掲げる測定方法に準拠する。

d 工場・事業場騒音

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生・農林・通商産業・運輸省告示第1号）に定める測定方法に準拠する。

e 建設作業騒音

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生・建設省告示第1号）に定める測定方法に準拠する。

（2）土地利用、施設立地の状況

住宅地、工業地、農地等土地利用の状況及び病院、学校、社会福祉施設等騒音の影響に特に配慮を必要とする施設の立地状況を調査する。

〈調査方法〉

土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

（3）自動車交通量等の状況

車種別交通量等を調査する。

〈調査方法〉

現地調査又は既存資料の整理・解析を行う。

（4）主要発生源の状況

道路、鉄道、工場・事業場など主要な騒音発生源について、位置、発生状況を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(5) 苦情等の発生状況

騒音に係る苦情等について、その内容を調査する。

〈調査方法〉

「枚方市環境白書」等既存資料の整理を行う。

(6) 法令による基準等

騒音規制法等関係法令による基準等を調査する。

〈調査方法〉

環境基本法、騒音規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、枚方市公害防止条例等の関係法令による基準等の整理を行う。

2 調査地域

対象事業の実施による騒音が環境に影響を及ぼすと予想される地域とする。

予 測

対象事業の実施による騒音の変化の及ぶ地域の範囲及び程度を予測する。

1 予測項目

騒音レベル

2 予測方法

対象事業の特性、地域環境特性等を考慮し、以下の予測方法のうちから適切な方法を選択する。

- ☐ 伝搬理論式
- ☐ 経験的回帰式
- ☐ 類似事例の参照
- ☐ 模型実験

3 予測時点

- ☐ 対象事業に係る工事中で、建設機械、工事用車両等による騒音が最大となる時点
- ☐ 対象事業に係る工事の完了後で、活動が定常状態に達した時点

4 予測地域

現況調査地域に準じる。

評価

対象事業の実施が騒音に及ぼす影響について、その内容及び程度を評価する。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施による騒音が環境に及ぼす影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の事項を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

(1) 騒音（航空機騒音、鉄軌道モノレール騒音、建設作業騒音を除く）

「騒音に係る環境基準について」に定める環境基準

(2) 航空機騒音

「航空機騒音に係る環境基準について」に定める環境基準

「小規模飛行場環境保全暫定指針について」に掲げる指針値

(3) 鉄道・軌道・モノレール騒音、建設作業騒音

「地域住民の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」

第4 振動

現況調査

計画地及びその周辺地域における振動の現況及びこれに関連する項目を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

(1) 振動の状況

環境振動の振動レベル、振動発生源別の特定振動の振動レベルを調査する。

〈調査方法〉

現地調査又は「枚方市環境白書」等既存資料の整理・解析を行う。

現地調査は、以下の方法による。

ア 環境振動

(ア) 調査期間

振動発生状況及び土地利用状況等を考慮して、環境振動の実態を把握できる期間とする。

測定時間は、昼間、夜間の各時間帯の振動を代表すると思われる時間及び振動発生源の時間変動から見て問題が生じやすい時間とする。

(イ) 調査地点

地域の概況を考慮して、振動の分布を把握できる地点とする。

(ウ) 測定方法

「日本工業規格 Z 8735」に定める測定方法に準拠する。

イ 特定振動

(ア) 調査期間

振動の発生状況を把握できる期間とする。

測定時間は、昼間、夜間の各時間帯の振動を代表すると思われる時間及び振動発生源の時間変動から見て問題が生じやすい時間とする。

(イ) 調査地点

振動の伝搬傾向を把握できる地点とする。

(ウ) 測定方法

振動発生源の内容により以下の方法により測定する。

a 道路交通振動

「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）に定める測定方法に準拠する。

b 鉄道・軌道モノレール振動

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道対策について」（昭和51年3月12日環境庁長官勧告）に定める測定方法を参考とする。

c 工場・事業場振動

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年11月10日環境庁告示第90号）に定める測定方法に準拠する。

d 建設作業振動

振動規制法施行規則に定める測定方法に準拠する。

（２）地盤の状況

振動の伝搬に影響する地盤の状況について調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

（３）土地利用、施設立地の状況

住宅地、工業地、農地等土地利用の状況及び病院、学校、社会福祉施設等振動の影響に特に配慮を必要とする施設の立地状況を調査する。

〈調査方法〉

土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

（４）自動車交通量等の状況

車種別交通量等を調査する。

〈調査方法〉

現地調査又は既存資料の整理・解析を行う。

（５）主要発生源の状況

道路、鉄道、工場・事業場など主要な振動発生源について、位置、発生状況を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

（６）苦情等の発生状況

振動に係る苦情等について、その内容を調査する。

〈調査方法〉

「枚方市環境白書」等既存資料の整理を行う。

(7) 法令による基準等

振動規制法等関係法令による基準等を調査する。

〈調査方法〉

環境基本法、振動規制法、大阪府公害防止条例、枚方市生活環境の保全等に関する条例、枚方市公害防止条例等の関係法令による基準等の整理を行う。

2 調査地域

対象事業の実施による振動が環境に影響を及ぼすと予想される地域とする。

予 測

対象事業の実施による振動の変化の及ぶ地域の範囲及び程度を予測する。

1 予測項目

振動レベル

2 予測方法

対象事業の特性、地域環境特性等を考慮し、以下の予測方法のうちから適切な方法を選択する。

- ☐ 類似事例の参照
- ☐ 経験的回帰式
- ☐ 伝搬理論式

3 予測時点

- ☐ 対象事業に係る工事中で、建設機械、工事用車両等による振動が最大となる時点
- ☐ 対象事業に係る工事の完了後で、活動が定常状態に達した時点

4 予測地域

現況調査地域に準じる。

評 価

対象事業の実施による振動が環境に及ぼす影響について、その内容及び程度を評価する。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施による振動が環境に及ぼす影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の事項を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

「地域住民の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」

第5 低周波空気振動

現況調査

計画地及びその周辺地域における低周波空気振動の現況及びこれに関連する項目を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

(1) 低周波空気振動の状況

音圧レベルを調査する。なお、病院、学校等低周波空気振動の影響に特に配慮を必要とする施設の立地状況に応じて、周波数特性も調査する。

〈調査方法〉

現地調査又は「枚方市環境白書」等既存資料の整理・解析を行う。

現地調査は、以下の方法による。

ア 調査期間

低周波空気振動発生状況及び土地利用状況等を考慮して、低周波空気振動の実態を把握できる期間とする。

測定時間は、朝、昼、夕、夜の各時間帯の低周波空気振動を代表すると思われる時間及び低周波空気振動発生源の時間変動からみて問題が生じやすい時間とする。

イ 調査地点

地域の概況を考慮して、当該地域の低周波空気振動の状況を把握できる地点及び病院、学校、住居集合地区など低周波空気振動の影響が特に問題となる地点。

ウ 測定方法

低周波空気振動の測定に適する特性を有する測定器及び周波数分析器を用い、「日本工業規格 Z 8731」に規定する測定方法に準拠する。

(2) 土地利用、施設立地の状況

住宅地、工業地、農地等土地利用の状況及び病院、学校、社会福祉施設等低周波空気振動の影響に特に配慮を必要とする施設の立地状況を調査する。

〈調査方法〉

土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(3) 主要発生源の状況

道路の高架橋、低周波空気振動発生施設の設置工場・事業場等主要な低周波

空気振動発生源について、位置、発生状況等を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(4) 苦情等の発生状況

低周波空気振動に係る苦情等について、その内容を調査する。

〈調査方法〉

「枚方市環境白書」等既存資料の整理を行う。

2 調査地域

対象事業の実施による低周波空気振動が環境に影響を及ぼすと予想される地域とする。

予 測

対象事業の実施による低周波空気振動の変化の及ぶ地域の範囲及び程度を予測する。

1 予測項目

音圧レベル

2 予測方法

対象事業の特性、地域環境特性等を考慮し、類似事例の参照、経験的回帰式等によって行う。

3 予測時点

- 対象事業に係る工事中で、建設機械、工事用車両等による低周波空気振動が最大となる時点
- 対象事業に係る工事の完了後で、活動が定常状態に達した時点

4 予測地域

現況調査地域に準じる。

評 価

対象事業の実施による低周波空気振動が環境に及ぼす影響について、その内容及び程度を評価する。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施による低周波空気振動が環境に及ぼす影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の事項を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

「大部分の地域住民が日常生活において影響を受けないこと」

第6 悪臭

現況調査

計画地及びその周辺地域における臭気の現況及びこれに関連する項目を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

(1) 臭気の状態

- 臭気濃度
- 悪臭物質濃度

アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素
硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン
アセトアルデヒド	スチレン	ノルマル酪酸
イソ吉草酸	ノルマル吉草酸	プロピオン酸等

を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析及び現地調査を行う。

現地調査は、以下の方法による。

ア 調査期間

年間を通した臭気の状態の変化を把握できる期間とする。

イ 調査地点

地域の概況等を考慮して、臭気の状態の変化を把握できる地点とする。

ウ 測定方法

以下の方法のうちから、測定項目に応じた適切な測定方法を選択する。

- 「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年5月30日環境庁告示第9号）
に定める方法
- 「官能試験法調査報告書」（昭和57年3月環境庁大気保全局特殊公害課）
に掲げる方法
- 「大気汚染に係る有害物質等検定方法」（昭和61年3月大阪府）に定める
方法
- 「日本工業規格」に定める方法
- 以上と同等以上の測定結果が得られる適切な方法

(2) 気象の状態

風向、風速等を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析及び現地調査を行う。

現地調査は、以下の方法による。

ア 調査期間

年間を通した気象の変化を把握できる期間とする。

イ 調査地点

地域の概況等を考慮して、臭気の状態の解析及び予測を行うために必要な気象の状態を把握できる地点とする。

ウ 観測方法

「地上気象観測法」（気象庁刊）に定める方法に準拠する。

（３）地形、地物の状況

臭気の流れ拡散に影響すると考えられる地形、地物の状況を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

（４）土地利用、施設立地の状況

住宅地、工業地、農地等土地利用の状況及び病院、学校、社会福祉施設等臭気の影響に特に配慮を必要とする施設の立地状況を調査する。

〈調査方法〉

土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

（５）主要発生源の状況

工場・事業場等の主要な臭気発生源について、位置、発生状況を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

（６）苦情等の発生状況

悪臭に係る苦情等について、その内容を調査する。

〈調査方法〉

「枚方市環境白書」等既存資料の整理を行う。

（７）法令による基準等

悪臭防止法等関係法令による基準等を調査する。

〈調査方法〉

環境基本法、悪臭防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、枚方市公害防止条例等の関係法令による基準等の整理を行う。

2 調査地域

対象事業の実施による臭気が環境に影響を及ぼすと予想される地域とする。

予 測

対象事業の実施による臭気の変化の及ぶ範囲及び程度を予測する。

1 予測項目

- 臭気濃度の瞬時値及びその出現頻度
- 悪臭物質の瞬間濃度及びその出現頻度

2 予測方法

対象事業の特性、気象等地域環境特性を考慮し、以下の予測方法のうちから適切な方法を選択する。

- 大気拡散式（プリュームモデル、パフモデル等）又は数値計算法等
- 類似事例の参照
- 模型実験、野外拡散実験等

なお、有効煙突高を算出する必要がある場合には、ブリッグス式、モーゼス・カーソン式、コンケイウ式等の計算式のうちから、ガスの排出条件及び気象条件を考慮して適切なものを選択して行う。

3 予測時点

- 対象事業に係る工事の完了後で、活動が定常状態に達した時点
- 対象事業に係る工事の完了後で、臭気が最大となる時点

4 予測地域

現況調査地域に準じる。

評 価

対象事業の実施による臭気が環境に及ぼす影響について、その内容及び程度を評価する。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施による臭気が環境に及ぼす影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の事項を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度であること」

第 7 土壌汚染

現況調査

計画地及びその周辺地域における土壌汚染の現況及びこれに関連する項目を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

(1) 土壌の汚染状況

次に掲げる物質のなかから必要なものを選択し、その物質の土壌中の濃度を調査する。

- | | | | |
|---------|-----|-----|--------|
| ○ カドミウム | シアン | 有機燐 | 鉛 |
| 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | アルキル水銀 |
| P C B | 銅 | | |
- 亜鉛等

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

現地調査は、以下の方法による。

ア 調査地点

土壌中の汚染物質の濃度及び分布の状況を把握できる地点とする。

イ 測定方法

以下の方法のうちから、測定物質に応じた適切な方法を選択する。

- 「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）に定める方法
- 「農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令」（昭和46年6月24日農林省令第47号）に定める方法
- 「農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める総理府令」（昭和47年10月27日総理府令第66号）に定める方法
- 「農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める総理府令」（昭和50年4月8日総理府令第31号）に定める方法
- 「土壌及び農作物等中の水銀等の分析法」（昭和48年8月環境庁水質保全局）に定める方法
- 「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準について」（昭和59年11月8日環境庁水質保全局長通知）に定める方法
- 「土壌保全対策事業における重金属類等の分析法について」（昭和46年

8月13日農政第4116号)に定める方法

- 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第13号)に定める方法
- 「底質調査方法」(昭和63年9月8日環境庁水質保全局)に定める方法
- 以上の方法と同等以上の測定結果が得られる適切な方法

(2) 地歴

計画地の土地利用状況の経緯について調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(3) 土地利用の状況

住宅地、工業地、農地等土地利用の状況について調査する。

〈調査方法〉

土地利用の現況図等の既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(4) 地形・地質等の状況

地形・地質、土壌等の状況、河川及び地下水の状況並びに植生の状況について調査する。

〈調査方法〉

地形図等の既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(5) 主要発生源の状況

工場・事業場等の主要な土壌汚染物質発生源について、位置、発生状況を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(6) 気象の状況

風向、風速、降水量等の気象の状況について調査する。

〈調査方法〉

「気象年報」(気象庁編)等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

現地調査を行う場合は、「地上気象観測法」(気象庁刊)に定める方法に準拠する。

(7) 水利用の状況

計画地及びその下流域の表流水及び地下水の利用状況について調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(8) 法令による基準等

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」等関係法令による基準等を調査する。

〈調査方法〉

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」等関係法令による基準等の整理を行う。

2 調査地域

対象事業の実施が土壌に影響を及ぼすと予想される地域とする。

予 測

対象事業の実施により、土壌中の汚染物質の濃度に変化の及ぶ地域の範囲及びその濃度並びにその変化の程度を予測する。

1 予測項目

対象事業の実施により、土壌に影響を及ぼすと予想される汚染物質の土壌中の濃度とする。

2 予測方法

類似事例の参照によって行う。

3 予測時点

- 対象事業に係る工事中で、土壌汚染の影響が最大となる時点
- 対象事業に係る工事の完了後で、活動が定常状態に達した時点

4 予測地域

現況調査地域に準じる。

評価

対象事業の実施が土壌に及ぼす影響について、その内容及び程度を評価する。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施が土壌に及ぼす影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の事項を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

- (1) 「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める環境基準
- (2) 環境基準の設定されていない項目については、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、支障をきたさないこと」

第8 地盤沈下

現況調査

計画地及びその周辺地域における地盤沈下の現況及びこれに関連する項目を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

(1) 地盤沈下の状況

地盤沈下量等を調査する。

〈調査方法〉

「枚方市環境白書」等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(2) 地下水の状況

地下水位、流向、地下水揚水量を調査する。

〈調査方法〉

「枚方市環境白書」等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(3) 地盤の状況

地形、地質、土質の状況を調査する。

〈調査方法〉

地形図等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(4) 水象・気象の状況

河川流量、降雨量等を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(5) 上水道供給状況

上水道供給地域等を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析を行う。

(6) 土地利用の状況

住宅地、工業地、農地等土地利用の状況を調査する。

〈調査方法〉

土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(7) 法令等の規制状況

枚方市公害防止条例等による地下水揚水規制の内容を調査する。

〈調査方法〉

枚方市公害防止条例等関係法令の規制等の整理を行う。

2 調査地域

対象事業の実施が、地盤に影響を及ぼすと予想される地域とする。

予 測

対象事業の実施による地盤沈下及び地下水位の変動が生じる恐れのある地域の範囲及び程度を予測する。

1 予測項目

- 地盤沈下量又は地盤沈下の生じる範囲とその程度
- 地下水位の変化量又は地下水位低下の生じる範囲とその程度

2 予測方法

類似事例の参照、圧密沈下理論等理論式を用いる方法等によって行う。

3 予測時点

- 対象事業に係る工事中の適切な時点
- 対象事業に係る工事の完了後で、活動が定常状態に達した時点
- 対象事業に係る工事の完了後で、地下水揚水量が最大となる時点

4 予測地域

現況調査地域に準じる。

評 価

対象事業の実施が地盤に及ぼす影響について、その内容及び程度を評価する。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施が地盤に及ぼす影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の事項を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

「地盤沈下を進行させないこと」

第9 動植物

現況調査

計画地及びその周辺地域における動植物の状況及びその生息・生育環境並びにこれらに関連する項目を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

(1) 動物の状況

ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類、水生動物等の生息・分布状況について以下の内容を調査する。

- 生息種の分布状況及び多様性
- 貴重な種についてはその理由、行動、繁殖地、営巣地、渡来地、えさ場及び分布域

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析及び現地調査を行う。

現地調査は、以下の方法による。

ア 調査時期

動物の生息状況を把握するのに適し、かつその四季変動を十分把握できる時期、期間とする。

イ 調査手法

聞き取り調査やラインセンサス法等、動物の種類や調査内容等に応じて、既存の調査手法のうちから適切なものを選択する。

(2) 植物の状況

陸生植物、水生植物の生育・分布状況について以下の内容を調査する。

ア 植物相

- 植物種
- 貴重な種についてはその理由及び生育・分布場所

イ 植物群落

- 種類、種組成、構造、分布状況及び植物群落と立地条件との関係
必要に応じて遷移過程、環境保全機能、潜在自然植生についても考察する。
- 貴重な植物群落についてはその理由及び種類

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析及び現地調査を行う。

現地調査は、以下の方法による。

ア 調査時期

植物の生育状況を把握するのに適し、かつその四季変動を十分把握できる時期、期間とする。

イ 調査手法

群落調査や目視法等、植物の種類や調査内容等に応じて、既存の調査手法のうちから適切なものを選択する。

(3) 動物の生息環境の状況

計画地及びその周辺に飛来あるいは生息・分布する動物の生息環境、動物と生息環境との関連性及び行動特性、習性等について調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(4) 植物の生育環境の状況

計画地及びその周辺に生育・分布する植物の生育環境、主要な構成要素相互の関連性、植物社会学的にみた特性及び地域社会に占める位置等について調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(5) 動植物の生息・生育に影響を与える諸条件の状況

地形、地質、土壌、地下水等の状況、日照、風等の気象状況、大気汚染の状況等が動植物の生息・生育に影響を与える諸条件について調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

他の環境項目の現況調査の結果が利用できる場合には、これを利用してもよい。

(6) 法令等の規制状況

動植物及びその生息・生育地に関連する法令等について、規制状況等を調査する。

〈調査方法〉

近畿圏の保全区域の整備に関する法律等関係法令の整理を行う。

2 調査地域

対象事業の実施により、動植物及びその生息・生育環境に影響があると予想される地域とする。

予 測

対象事業の実施による動植物の生息・生育状況の変化及び環境の変化並びにこれらの相互関係の変化とその程度を予測する。

1 予測項目

(1) 動物

- ☐ 動物の生息状況の変化及びその程度
- ☐ 動物の生息環境の変化及びその程度
- ☐ 動物とその生息環境との相互関係の変化及びその程度

(2) 植物

- ☐ 植物の生育状況の変化及びその程度
- ☐ 植物の生育環境の変化及びその程度
- ☐ 植物とその生育環境との相互関係の変化及びその程度

2 予測方法

以下の予測方法のうちから適切な方法を選択する。

- ☐ 対象事業の計画内容を基にする方法
- ☐ 類似事例の参照による方法
- ☐ 専門家の意見等を参考にする方法

3 予測時点

- ☐ 対象事業に係る工事中の代表的な時点
- ☐ 対象事業に係る工事完了後の一定期間をおいた時点

4 予測地域

現況調査地域に準じる。

評 価

対象事業の実施が動植物及びその生息・生育環境並びにこれらの相互関係に及ぼ

す影響について、その内容及び程度を評価する。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施が動植物等に及ぼす影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の事項を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

「動植物の生息・生育環境を保全するとともに、周辺地域の生態系に著しい影響を及ぼさないこと」

第 10 緑の量

現況調査

計画地及びその周辺地域における緑の量の現況及びこれに関連する項目を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

(1) 緑被の状況

緑被率等緑被の状況を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析及び現地調査を行う。

現地調査は、以下の方法による。

ア 調査時期

植物の生育状況を把握するのに適した時期及び期間とする。

イ 調査方法

○ 緑被率

航空写真、植生図等の既存資料を現地踏査によって補正する方法による。

(2) 緑の景観の状況

○ 緑の分布及びその内容を調査する。

○ 代表的な眺望地点及び眺望の状況を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(3) 地形の状況

緑の量に関連する地形の状況を調査する。

〈調査方法〉

地形図等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(4) 土壌の状況

土壌の状況について調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(5) 土地利用の状況

住宅地、工業地、農地等土地利用の状況を調査する。

〈調査方法〉

土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(6) 法令等の規制状況

緑の量に関連する法令等について規制状況を調査する。

〈調査方法〉

関連法令の整理を行う。

2 調査地域

対象事業の実施により、緑の量の状況に影響があると予想される地域とする。

予 測

対象事業の実施による緑の量の変化及びその程度を予測する。

1 予測項目

(1) 緑被の状況の変化及びその程度

(2) 緑の消失、減退、回復の程度及びその眺望の変化

2 予測方法

(1) 緑被の状況の変化及びその程度

対象事業の計画内容に基づく方法による。

(2) 緑の消失及びその眺望の変化

対象事業の計画内容に基づく方法による。

3 予測時点

○ 対象事業に係る工事の完了時点

○ 対象事業に係る工事の完了後で、一定期間をおいた時点

4 予測地域

現況調査地域に準じる。

評 価

対象事業の実施が緑の量に及ぼす影響について、その内容及び程度を評価する。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施が緑の量に及ぼす影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の事項を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

「緑の現状を生かし、かつ回復育成を図ること及び緑の景観との調和に配慮されていること」

第 1 1 廃棄物

現況調査

計画地及びその周辺地域における廃棄物処理の現況及びこれに関連する項目を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

(1) 廃棄物処理の状況

種類別の発生量、収集・運搬状況、中間処理及び最終処分施設の状況、最終処分地の状況等を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(2) 土地利用の状況

住宅地、工業地、農地等土地利用の状況を調査する。

〈調査方法〉

土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(3) 人口、産業の状況

人口、産業の状況を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(4) 法令等の規制状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令の規制状況を調査する。

〈調査方法〉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令による規制状況の整理を行う。

2 調査地域

事業計画地及びその周辺地域とする。

予 測

対象事業の実施による廃棄物の発生及び処理内容を予測する。

1 予測項目

- 廃棄物の種類別発生量、処理内容
- 建設残土の発生量、処理内容

2 予測方法

対象事業の特性、地域環境特性を考慮し、類似事例の参照、原単位法によって行う。

3 予測時点

- 対象事業に係る工事中で、廃棄物等の発生が最大となる時点
- 対象事業に係る工事の完了後で、活動が定常状態に達した時点

4 予測地域

現況調査地域に準じる。

評価

対象事業の実施による廃棄物が環境に及ぼす影響について、その内容及び程度を評価する。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施による廃棄物が環境に及ぼす影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の事項を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

「地域住民の日常生活に著しい影響を及ぼさないこと」

第 1 2 日照阻害

現況調査

計画地及びその周辺地域における日照の現況及びこれに関連する項目を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

(1) 日照の状況

日影の範囲、日照時間を調査する。

〈調査方法〉

地形、土地利用、施設立地等の調査結果に基づき日影図を作成する又は現地において日影写真を撮影する。

(2) 地形の状況

日照に影響を及ぼすと考えられる土地の高低、土地の傾斜、北斜面の状況等を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(3) 土地利用、施設立地の状況

住宅地、工業地、農地等土地利用の状況及び住宅、学校、社会福祉施設等特に日照を配慮する必要がある施設並びに高層建築物の立地状況を調査する。

〈調査方法〉

土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(4) 法令等の規制状況

建築基準法等関係法令等の規制状況等を調査する。

〈調査方法〉

都市計画法、建築基準法、枚方市住み良い環境に関する条例等関係法令による規制等の整理を行う。

2 調査地域

対象事業の実施が、日照に影響を及ぼすと予想される地域とする。

予 測

対象事業の実施に伴う建築物等の設置により日影が生じる範囲及びその程度を予測する。

1 予測項目

対象事業の特性、施設立地状況等地域環境特性を考慮して以下の項目のうちから必要な項目を選択する。

- 冬至日における時刻別日影及び等時間日影の範囲及び程度
- 冬至日以外の日々の時刻別日影、等時間日影の範囲及び程度
- 主要な地点における日照の状況の変化の程度

2 予測方法

(1) 日影の範囲及び程度の予測は、日影図の作成による。

日影図の作成は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第56条の2に規定する基準をもとに作成する。なお、平均地盤面からの高さ0 mについても作成するものとする。

(2) 日照状況の変化の程度の予測は、太陽軌道を記入した天空図又は天空写真等の作成による。

3 予測時点

対象事業に係る建築物等の建設工事が完了した時点とする。

4 予測地域

現況調査地域に準じる。

評 価

対象事業の実施が日照に及ぼす影響について、その内容及び程度を評価する。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施が日照に及ぼす影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の事項を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

「地域住民の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」

第 1 3 電波障害

現況調査

計画地及びその周辺地域におけるテレビ受信状況及びこれに関連する項目を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

(1) テレビ受信状況

アンテナ端子電圧、受信画質の測定及びテレビ共同受信施設等の設置状況等を調査する。

〈調査方法〉

電波測定車を使用しての測定等を行う。

(2) テレビ電波の状況

放送局のチャンネル、送信場所、送信アンテナの高さ、送信出力、計画予定地と送信アンテナとの距離及び電波到来方向等を調査する。

〈調査方法〉

放送局の送信条件に関する資料等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(3) 地形の状況

土地の起伏、台地、崖地等の状況について調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(4) 土地利用、施設立地の状況

住宅地、工業地、農地等土地利用の状況及び建築物等の状況を調査する。

〈調査方法〉

土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

2 調査地域

対象事業の実施が、電波障害を及ぼすと予想される地域及びその周辺地域とする。

予 測

対象事業の実施による電波障害の及ぶ地域の範囲及び内容を予測する。

1 予測項目

- (1) 建築物又は高架構造物の設置によるしゃへい障害及び反射障害が及ぶ地域の範囲
- (2) 列車の走行によるパルス雑音障害及びフラッター障害が及ぶ地域の範囲及びその発生頻度
- (3) 航空機の飛行によるフラッター障害が及ぶ地域の範囲及びその発生頻度

2 予測方法

- (1) 建築物又は高架構造物の設置による電波障害が及ぶ地域の範囲
建造物による障害の理論式による計算又は類似事例の参照によって行う。
- (2) 列車の走行又は航空機の飛行による電波障害が及ぶ地域の範囲とその発生頻度
 - 地域の範囲の予測は、類似事例の参照によって行う。
 - 発生頻度の予測は、当該対象事業における列車等の運行計画をもとに行う。

3 予測時点

- (1) 建築物等の設置によるものについては、その建設工事が完了した時点
- (2) 列車の走行又は航空機の飛行によるものについては、対象事業における列車等の運行計画からみて最も影響が生じると予想される時点

4 予測地域

現況調査地域に準じる。

評価

対象事業の実施がテレビ受信に及ぼす影響について、その内容及び程度を評価する。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施がテレビ受信に及ぼす影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の事項を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

「地域住民のテレビ受信等に著しい影響を及ぼさないこと」

第 1 4 風害

現況調査

計画地及びその周辺地域における風の現況及びこれに関連する項目を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

(1) 風の状況

地表付近の風について、風向及び風速等の状況について調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(2) 地形の状況

土地の起伏、台地、崖地等について調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(3) 土地利用、施設立地の状況

住宅地、工業地、山林地等土地利用の状況及び病院、学校、社会福祉施設、店舗、歩道等利用者の風による影響に配慮を必要とする施設の立地状況を調査する。

〈調査方法〉

土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

2 調査地域

対象事業の実施により、風害を生じさせると予想される地域とする。

予 測

対象事業の実施に伴う建築物等の設置による風の状況の変化の及ぶ範囲及びその程度を予測する。

1 予測項目

- 地表付近の平均風速の変化程度とその範囲
- 地表付近の平均風向の変化程度とその範囲
- 必要に応じて強風の発生頻度、発生場所

2 予測方法

類似事例の参照、数値計算法、風洞実験等によって行う。

3 予測時点

対象事業に係る建築物等の建設工事が完了した時点

4 予測地域

現況調査地域に準じる。

評価

対象事業の実施による風害について、その内容及び程度を評価する。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施による周辺家屋、歩行者等に対する風の影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の事項を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

「地域住民の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」

第 15 景観

現況調査

計画地及びその周辺地域における代表的な眺望地点及び眺望の状況、地域景観の特性及びこれらに関連する項目を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

(1) 代表的な眺望地点及び眺望の状況

代表的な眺望地点の位置及び分布状況について調査する。

眺望の状況については、代表的な眺望地点からの景観の特徴、可視・不可視領域、距離、視線入射角、不可視深度、俯角、仰角、奥行、日照による陰陽度等について調査する。

〈調査方法〉

写真撮影等の現地調査による方法及び地形図等の既存資料の整理・解析を行う。

現地調査は、原則として四季を通しての景観とその変化を把握できる期間行うものとする。

(2) 地域景観の特性

建築物、緑地、河川、道路、橋梁、文化財等の主要な景観要素の位置、分布状況及びそれらの景観要素が創出する地域が一体として有する景観の特性及びその雰囲気について調査する。

〈調査方法〉

景観調査表又はイメージマップ等景観図を作成する方法による。

作成にあたっては、地形図等の既存資料の整理・解析又は写真撮影等現地調査を行う。

なお、必要に応じて学識経験者等の意見を参考とする。

(3) 土地利用の状況

景観の構成要素に関連する土地利用の状況について調査する。

〈調査方法〉

土地利用の現況図等の既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(4) 関連計画及び関連事業等の状況

景観の構成に影響を及ぼすと考えられる計画や事業について調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析を行う。

(5) 法令等の規制状況

景観に関連する法令等について、地域・地区等の指定状況、規制内容等を調査する。

〈調査方法〉

都市計画法等関連法令の整理を行う。

2 調査地域

対象事業が近景又は中景となる程度の範囲とする。

景観の特性、事業の規模等によっては、必要に応じて対象事業が遠景となる地域を含める。

予 測

対象事業の実施による景観（地域が一体として有する雰囲気を含む。）の変化の及ぶ地域の範囲及びその内容並びにその変化の程度を予測する。

1 予測項目

- (1) 代表的な眺望地点の改変の程度及び代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度
- (2) 主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域の景観の特性や雰囲気の変化の程度

2 予測方法

以下の予測方法のうちから適切なものを選択する。

- 周辺地域を含む対象事業の完成予想図又は合成写真等の作成による方法
- 周辺地域を含む模型の作成による方法
- コンピュータグラフィックスによる方法
- イメージマップ等景観図の作成による方法

3 予測時点

対象事業に係る工事の完了後の適切な時点とする。

4 予測地域

現況調査地域に準じる。

評価

景観（地域が一体として有する雰囲気を含む。）を保全し、良好な景観を創造する観点から、対象事業の実施に伴う景観の変化について評価する。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施が地域の景観に及ぼす影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の事項を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

「すぐれた景観及び眺望地点がある場合は、その保全を図ること及び施設の外観が周囲の景観に調和し、その雰囲気を損なわないこと」

第 16 安全性

現況調査

計画地及びその周辺地域における交通安全、斜面崩壊、危険物等に関する項目の現況を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

(1) 交通安全

以下の内容について調査する。

- 道路現況、交通安全施設、道路交通規制等
- 通学路の状況、小学校等教育施設の位置等
- 交通事故発生の位置、状況及び件数

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(2) 斜面崩壊

以下の内容について調査する。

- 地形分類、人工改変地の状況等
- 地質分類、地下水、湧水の状況等
- 過去の斜面崩壊発生の位置、状況等

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(3) 危険物等

以下の内容について調査する。

- 危険物・可燃物・高圧ガスの種類、保管量、保管場所等の状況
- 地下埋設物の種類、位置等の状況
- 安全確保のための対策、緊急時の措置及び連絡体制等の状況

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(4) 土地利用、施設立地の状況

住宅地、工業地、山地等土地利用の状況及び施設立地の状況を調査する。

〈調査方法〉

土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(5) 法令等の規制状況

道路交通法、宅地造成等規制法等関係法令による規制等を調査する。

〈調査方法〉

道路交通法、宅地造成等規制法等関係法令による規制等の整理を行う。

2 調査地域

対象事業の実施により安全性の確保に影響があると予想される地域とする。

予 測

対象事業の実施により安全性の確保に及ぶ影響の程度を予測する。

1 予測項目

(1) 交通安全

車両の発生・増加が交通安全に与える影響とその程度

(2) 斜面崩壊

土地の改変による斜面崩壊の可能性の程度

(3) 危険物等

危険物の爆発、火災、漏洩の可能性の程度

2 予測方法

(1) 交通安全

類似事例の参照又は事故率等の理論式によって行う。

(2) 斜面崩壊

類似事例の参照又は円弧すべり面法等理論式によって行う。

(3) 危険物等

類似事例の参照によって行う。

3 予測時点

(1) 交通安全

- 対象事業に係る工事中で、工事車両の通行が最大となる時点
- 対象事業に係る工事の完了後で、活動が定常状態に達した時点

(2) 斜面崩壊

- 対象事業に係る工事中で、斜面崩壊の危険性が最大となる時点

- 対象事業に係る工事の完了後の適切な時点

(3) 危険物等

- 対象事業に係る工事中の適切な時点
- 対象事業に係る工事の完了後で、活動が定常状態に達した時点

4 予測地域

現況調査地域に準ずる。

評 価

対象事業の実施が安全性の確保に及ぼす影響について、その内容及び程度を評価する。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施が安全性の確保に及ぼす影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の事項を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

「地域住民の安全性が十分保障されること」

現況調査

計画地及びその周辺地域におけるコミュニティ、コミュニティ施設の現況及びこれらに関連する項目を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

(1) コミュニティの状況

既存の自治会組織等の規模、活動内容、歴史等の状況を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は聞き取り等を行う。

(2) コミュニティ施設の状況

以下の内容について調査する。

- 小・中学校等教育施設の位置、校区、児童生徒数、通学路等の状況
- 地域集会施設の位置、規模等の状況
- 福祉施設、医療機関、公共施設の位置、規模等の状況
- 公園、緑地、社寺境内、遊歩道等オープンスペースの位置、規模等の状況
- レクリエーション施設の位置、規模等の状況
- バスルート、バス停等公共交通機関の状況

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(3) 社会状況

土地利用、人口、交通等の状況を調査する。

〈調査方法〉

既存資料の整理・解析又は現地調査を行う。

(4) 法令等の規制状況

都市計画の地域地区の指定状況、その他法令による土地利用規制等を調査する。

〈調査方法〉

都市計画法等関係法令による指定状況等の整理を行う。

2 調査地域

対象事業の実施により、コミュニティ及びコミュニティ施設に影響があると予想

される地域とする。

予 測

対象事業の実施によるコミュニティ及びコミュニティ施設に及ぼす影響の程度等について予測する。

1 予測項目

- (1) 対象事業の実施による地域分断が、コミュニティ及びコミュニティ施設の利用に及ぼす影響とその程度
- (2) 事業完了後の人口増が、コミュニティ及びコミュニティ施設の利用に及ぼす影響とその程度
- (3) 対象事業の実施による交通の状況変化が、コミュニティ及びコミュニティ施設の利用に及ぼす影響とその程度

2 予測方法

類似事例の参照又は理論式によって行う。

3 予測時点

- 対象事業に係る工事中の適切な時点
- 対象事業に係る工事の完了後で、活動が定常状態に達した時点

4 予測地域

現況調査地域に準ずる。

評 価

対象事業の実施がコミュニティに及ぼす影響について、その内容及び程度を評価する。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施がコミュニティに及ぼす影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の事項を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

「コミュニティ形成の促進に寄与し、コミュニティ施設の有効な活用が図れ並びにそれらに著しい支障を生じさせないこと」

第 18 歴史的環境

現況調査

計画地及びその周辺地域における有形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群等（以下「文化財」という。）の状況及び埋蔵文化財包蔵地の状況及びこれらに関連する項目を調査し、予測及び評価のための資料とする。

1 調査内容

（１）文化財の状況

以下の内容について調査する。

- 文化財保護法等に基づいて指定された文化財の種類、位置又は区域、指定区分、文化財の概要及び保存状態
- 指定されていない文化財で、文化財保護法等に基づく指定区分に合致する文化財の種類、位置又は区域及び文化財の概要
- 文化財の周囲の地形・地質、植生、景観等の状況

〈調査方法〉

ア 文化財の種類、位置又は区域、指定区分等の調査は、枚方市教育委員会等の指導を受けて実施する。

イ 文化財の周囲の状況の調査は、動植物、景観等の関連する他の環境項目の調査方法を参考にした現地調査、又は関連する他の環境項目の調査結果及び地形図等の既存資料の整理・解析を行う。

（２）埋蔵文化財包蔵地の状況

以下の内容について調査する。

- 周知の埋蔵文化財包蔵地の位置、区域、埋蔵文化財の概要及び土地利用状況
- 周知されていない埋蔵文化財包蔵地の存在の有無及びその区域の概略

〈調査方法〉

枚方市教育委員会等の意見を聴き実施する。

（３）法令等の規制状況

文化財の保護に関連する法令等について規制及び指定の状況を調査する。

〈調査方法〉

文化財保護法等の関連法令等による規制及び指定状況の整理を行う。

2 調査地域

(1) 文化財の状況

対象事業の実施により、文化財に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

事業計画地及びその周辺地域とする。

予 測

対象事業の実施による文化財及び文化財の周囲の状況並びに埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響の程度について予測する。

1 予測項目

(1) 文化財の状況

ア 対象事業の実施が文化財に及ぼす影響とその程度

イ 対象事業の実施が文化財の周囲の状況に及ぼす影響とその程度

(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

対象事業の実施が埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響とその程度

2 予測方法

(1) 文化財の状況

以下の予測方法のうちから、適切な方法を選択する。

○ 現況調査結果、対象事業の計画内容及び振動、日照障害、景観等の関連する環境項目の予測結果を基に行う方法

○ 類似事例の参照の方法

(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

現況調査結果及び対象事業の計画内容を基に行う。

3 予測時点

○ 対象事業に係る工事中の適切な時点

○ 対象事業に係る工事の完了後の適切な時点

4 予測地域

現況調査地域に準じる。

評 価

対象事業の実施が歴史的環境に及ぼす影響について、その内容及び程度を評価する。

評価にあたっては、学識経験者、枚方市教育委員会等の意見を参考とする。

1 評価項目

予測した項目とする。

2 評価方法

環境保全目標と予測結果との適合性を検討することにより、事業の実施が文化財及び埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響の程度について明らかにする。

3 環境保全目標

環境保全目標は、下記の事項を参考に地域の特性、環境の現況等を考慮して設定する。

「文化財を保護し、歴史的・文化的環境を保全すること」